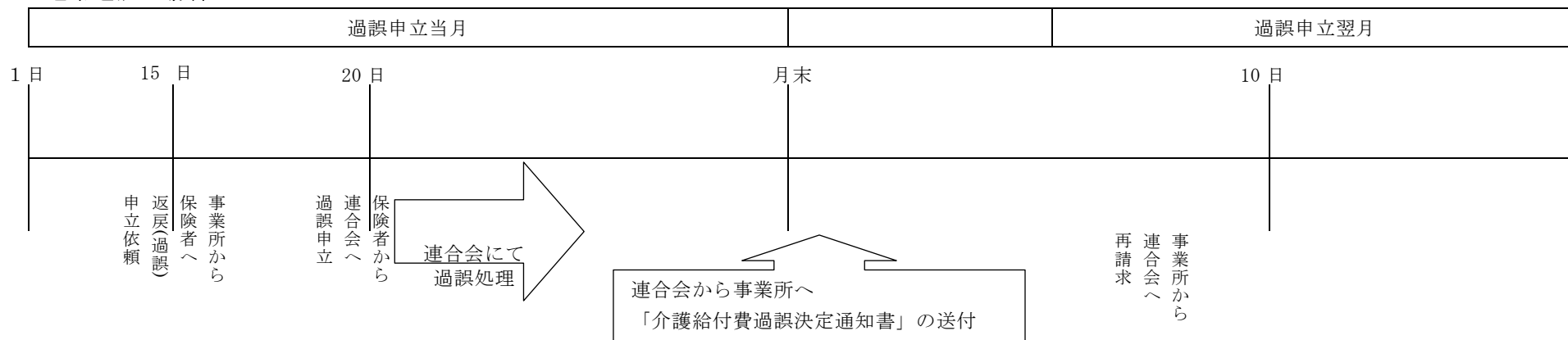


3. 事業所の過誤依頼から連合会への再請求まで

■通常過誤の場合



- ① 通常過誤の場合は「過誤申立の締切日：15日」「介護給付費過誤決定通知書：月末」「受付締切日：10日」、基準日ですので月によって前後します。
- ② 保険者によっては事業所からの返戻（過誤）依頼の締切日が決まっている場合がありますので、確認の上依頼してください。連合会の過誤申立締切日直前に保険者へ過誤依頼をしますと手続きの関係で連合会への申立が翌月となることがあります。
- ③ 再請求する場合は必ず前月の「介護給付費過誤決定通知書」で過誤になった事を確認してください。通常過誤の場合は、過誤が決定されないうちに再請求されるとANN 4エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）になり返戻となります。